

多様化する河川利用へ真っ向勝負！

（緑川中流部水面等利用協議会における水面利用ルール策定）

甲斐 公久¹・松木 洋次郎²

¹九州地方整備局 熊本河川国道事務所 緑川下流出張所（〒861-4114 熊本県熊本市南区野田町字大門塘外539-1）

²九州地方整備局 熊本河川国道事務所 緑川上流出張所（〒861-3207 熊本県上益城郡御船町御船929）

近年、熊本県に位置する緑川中流部において、河川利用の多様化に伴い、新たな河川利用者（水上バイクやウェイクボード等の水上スポーツ利用者）と従前からの河川利用者（漁業関係者、沿川住民、利水者、採草者等）との間でトラブルが増加していた。このため、水上スポーツ利用者、漁業協同組合（以下、漁協）、利水者、河川敷占有者、警察及び地元自治会に働きかけ「緑川中流部水面等利用協議会」を設立し、適正な河川利用を目的とする水面利用ルール策定について検討を行った。

本稿では、協議会におけるルール策定までの取り組み、ルール策定後の状況について紹介する。

キーワード 河川利用の多様化、水上スポーツ、緑川中流部水面等利用協議会、水面利用ルール

1. はじめに

緑川中流部は、鮎やカニ漁等の漁業が盛んな区域、河川公園や採草地といった河川敷占有地、また、多くの取水堰が点在する等、様々な河川利用が見られる河川となっている。水上バイクやウェイクボード等の水上スポーツについても河川の自由使用としてこの流域で行われている。

近年、この水上スポーツ利用に対して、沿川住民や漁業関係者、利水者等の他の河川利用者よりゴミの不法投棄、騒音、漁業被害等の行政相談が寄せられるようになり、その対策が求められていた。

2. 水上スポーツの利用状況と問題点

(1) 利用状況について

水上スポーツは、緑川本川・加勢川・御船川合流点の3エリアで利用されていた。いずれも堰の湛水区間であり、水上バイクや動力付き船舶を使用するウェイクボードが利用されやすい環境となっている。

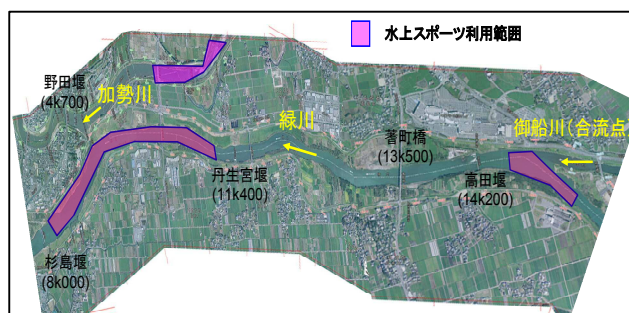


図-1 水上スポーツ利用範囲

(2) 問題点について

a) 緑川本川

過去にも水上スポーツ利用者のマナーに対する苦情があった箇所であり、これを受けて当時利用者達はマナーアップを目的とした団体を組織し、その中で利用に関する規約を作り活動を行っていた。

しかし、この枠組みに対して団体以外の個人利用者や漁業関係者から、排他独占的な使用となっているとの声があり、河川利用の公平性の問題が指摘されていた。

b) 加勢川

他の利用箇所と比べ川幅が狭く、過去に水上バイクの事故が起きており、沿川住民の方からも苦情が寄せられていた。また、水上バイクからの波の影響により河岸の浸食が懸念される等、治水上的問題があった。

c) 御船川合流点

水上バイクにより漁業者が設置した仕掛けが壊される被害や、市民からの水上スポーツ利用者に対する悪質な嫌がらせ、また、ゴミの不法投棄が顕著に見られていた。



写真-1 水上スポーツの利用状況

3. 問題に対する解決策の検討

(1) 緑川中流部水面等利用協議会の設立

これらの問題に対し、河川管理者である国土交通省を事務局として、水上スポーツ利用者、漁協、利水者、河川敷占有者、警察及び地元自治会を委員とした緑川中流部水面等利用協議会（以下、協議会）を設立し、各委員の合意形成のもと適正な河川利用を目的とする水面利用ルールを検討を行った。

この協議会は、様々な河川利用者が集い、互いの立場や河川利用に関する問題点等を共有しながら議論する場となるもので、これまで行っていた行政相談者ごとに個別対応する手法とは異なるものとなった。



写真-2 緑川中流部水面等利用協議会

(2) 具体の検討内容

協議会では、各委員から提出された意見を利用エリア、時期・時間帯、マナー、管理運営の4つの課題に分類し、これらの課題を解決する水面利用ルールの協議を行った。

a) 利用エリア

河川構造物や漁業、利水施設等に影響を与えない安全な利用エリアを念頭に、漁協や地元の同意を得ながら協議を行った。

エリア設定においては、緑川本川を排他独占的な使用を解消したうえで継続エリアとし、治水上の問題があった加勢川や漁業被害が多く見られた御船川合流点を利用廃止とした。また、関係機関と調整のうえ水面利用上支障が少ない箇所を新たに利用エリアへ設定する等、水上スポーツ利用者からの要望も取り入れた。

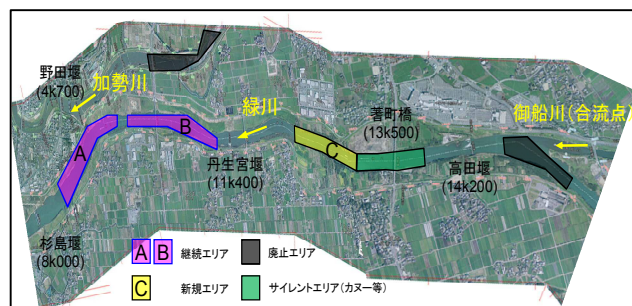


図-2 新たに設定した水上スポーツ利用範囲

b) 時期・時間帯

漁協からの要望により鮎の遡上を考慮した時期や周辺住民への騒音等に影響が少ない時間帯を協議した。その結果、鮎の遡上期である3月4月を利用禁止期間として設け、近隣の河川公園の利用時間帯に合わせ5月から9月は9時から18時まで、10月から2月は9時から17時までという時間帯の設定を行った。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
あゆ 鮎			遡上期									
スポーツ利用時期												

図-3 時期の調整

c) マナー

騒音等の地域住民へ配慮する事項、ゴミの不法投棄等の河川敷占有者へ配慮する事項、堰や取水口付近への進入を禁止する利水者へ配慮する事項、漁業者等の他の河川利用者へ配慮する事項等について水上スポーツを行ううえでの禁止事項として設定した。

マナー 誰もが気持ちよく河川空間を使用できるマナーの設定	
協議会の意見・課題に対応するマナー	
①	ゴミは必ず持ち帰ることとし、川の水や河川敷を汚す行為は禁止します。
②	車は徐行し、駐車中はエンジンを止め、騒音を出したり騒ぐなど地域住民への迷惑行為は禁止します。
③	この場所で焚き火やバーベキュー、タバコのポイ捨てなど、火災の原因となるようなことは禁止します。
④	公園・採草地への進入は禁止します。
⑤	緑川水系の水は、農業用水、工業用水として利用されていますので、取水口付近に進入することは禁止します。
⑥	漁業者（漁業網、しかけ）、釣り人など、川を利用している他の人に近づくなどの迷惑行為は禁止します。
⑦	昇降場所（スロープ）の使用は水面に船などのあげおろしをするときに限ります。
⑧	水際の駐車・休憩など、特定の人が独占することは禁止します。
⑨	特定外来生物（バス・ブルーギルなど）については、川に入れたり、捨てたり、広げるなどの行為は禁止します。
⑩	船の常時係留は禁止します。
⑪	河川内において営利目的による行為（営業等）は禁止します。

図-4 マナー

d) 管理運営

前述の緑川本川で問題となっていた排他独占的な使用等に対する措置となる。本来は自由使用である水上スポーツだが、公平な河川利用のためには公的機関による水面管理が必要と協議した結果、今回設定した利用エリア内での利用調整を当面の間、河川管理者が行うこととした。

具体的には、無秩序な利用防止のため利用エリア進入路に設けている鍵の管理、利用者の把握や利用人数（台数）を調整するための利用手続き、河川巡視等を活用したパトロールとなる。

また、行政サイドだけでなく協議会の各委員にも水面利用ルールの周知、違反者の報告、パトロール協力等の役割を担っていただき、協議会全体でのルール遵守体制づくりを行った。

(3) 水面利用ルールの方針

協議を重ねた結果、２０１２年４月１６日に水面利用ルールを策定した。協議会は二度にわたり行い、必要に応じて地元自治会や漁協との調整、また、様々な水上スポーツ利用者へ説明を行う等、幅広い理解を求めたうえで、今回の合意形成に至った。



図-5 緑川水面利用ルール

4. 水面利用ルール策定後の状況

(1) 水面利用ルール策定の効果

水面利用ルールを策定後、水上スポーツ利用に対する苦情は無くなり、以前から利用者が無許可で設置していた船棧橋が自主撤去される等、一定の効果が見られている。また、ルールの周知看板の設置や廃止エリアとなった箇所 に車止めを設置する等の不正利用防止策を講じている。

この他、水上スポーツが解禁となった5月には警察と合同巡視を行い、警察からは「このようなルールを策定することで違反者に対する取り締まりも可能になり得る」との指導をいただいている。

なお、水面利用ルール運用後の利用者数は延べ2, 000名程度（8月31日現在）となっており、多くの利用が見られている。

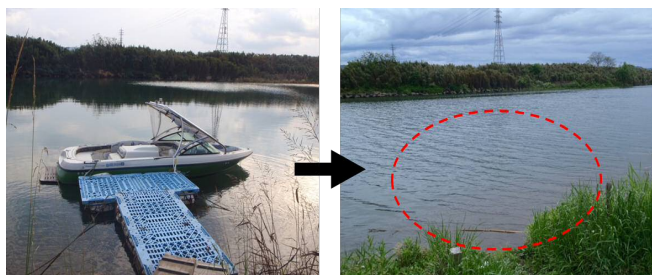


写真-3 船棧橋の撤去状況



写真-4 車止めの設置状況



写真-5 警察との合同巡視

(2) 部会の設置

今回設定した利用エリア内での詳細な利用方法や継続的なマナー向上等を目的として、協議会の下に河川管理者と水上スポーツ利用者が構成するエリア部会を設置し、定期的に話し合う場を設けている。

この部会は、不正利用の防止や安全利用の向上等、利用者達が自主的に意見提案できる場となっており、利用者自身が利用エリアを守っていく意識づくりに繋がる取り組みを行っている。

現在のところ部会は三度開催しており、水上バイクやウェイクボード等の船舶に関する専門知識を提供していただき、利用台数の制限等の詳細な事柄の取り決めを行った。



写真-6 部会

5. 水面利用ルールへの周知

(1) マスコミやホームページを利用した周知

今回の取り組みは、直轄河川では九州で二例目となり、広く周知を行うため協議会の開催時に記者発表を行い、マスコミ関係にも呼びかけを行った。会議当日は、三社の報道機関が取材に訪れ、地元新聞紙にその模様が掲載され、テレビ報道では特集が組まれる等、高い関心が寄せられた。

また、策定した水面利用ルールは、当事務所のホームページに掲載しており、利用者からの要望によりリアルタイムな利用状況等の掲載も現在検討している。



写真-7 マスコミの取材状況

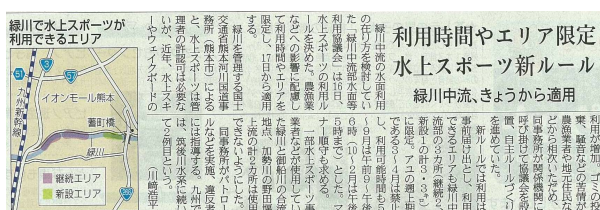


図-6 地元新聞紙掲載¹⁾



図-7 テレビ報道での特集²⁾

(2) 水上スポーツ利用者による周知

水上スポーツ利用者同士が持つネットワークを活用した周知方法も取り入れ、8月には水面利用ルールの啓発等を目的としたウェイクボード大会が開催された。この大会は、部会に参加する利用者グループが中心となって

呼びかけを行ったもので、協議会の取り組み紹介や九州北部豪雨災害のチャリティーを兼ねた大会となり、80名を超える参加者が集まり盛り上がりを見せた。



写真-8 ウェイクボード大会

6. 今後の取り組みと課題

現在では水面利用ルールの普及も進んできているが、利用に関する問い合わせは依然として見受けられ、幅広い一般利用者への周知や継続的なマナー向上のため、引き続き協議会や部会等を通じて活動を行う必要があると考えている。

また、ルール違反者が発生した場合の対応についても検討しており、警察の取り締まりの他、今後の状況次第では、廃止エリア箇所等に船舶の通行方法の指定等（河川法第28条及び河川法施行令第16条の2第3項）による水上バイク禁止区間の設定といった法的規制も検討の余地に入れている。

7. さいごに

今回の取り組みは、地域住民や漁業権、占用権に対し河川の自由使用を如何にして調整するかが焦点となり、解決手段として協議会という同じ机上で様々な河川利用者が話し合う場を形成できたことは意義のあることだったと考える。

取り組み当初は、各利用者から不平不満を受けることも多かったが、協議を重ね各々の利用実態等を共有していく中で、地元や漁協からも評価をいただき、次第に理解が得られるようになった。また、協議会として利用エリアを設定したことで水上スポーツ利用者から感謝される場面もあった。

来年の4月には三度目の協議会を開催する予定にしており、継続的な取り組みとして引き続き緑川から情報発信していきたい。

参考文献

- 1) 熊本日日新聞 平成24年4月17日朝刊
- 2) 熊本朝日放送 熊本パワーステーション